

障害福祉サービスをご利用の方へ 「寡婦（夫）控除のみなし適用」が実施されます

平成 30 年 9 月（一部事業は 8 月）から、障害者総合支援法施行令等の改正により、「寡婦（夫）控除のみなし適用」が実施されます。

以下の要件をいずれも満たす方が世帯の中にいる場合には、寡婦（夫）控除のみなし適用の対象となり、下記対象事業において、利用者負担上限月額区分が変わる、または手当の金額が変更になるなどの可能性があります。

- 法律上の婚姻をすることなく、父または母となり、扶養している子どもがいる方
- 届出時点において、婚姻をしていない方

※現在、非課税または生活保護を受給している方は、対象になりません。

※個別の状況により、負担上限月額区分または手当の金額が変わらない場合もあります。

※あくまでみなし適用のため、住民税自体が減額されるものではありません。

【対象事業】

1	特別障害者手当（8月から）	9	肢体不自由児通所医療費
2	障害児福祉手当（8月から）	10	指定自立支援医療（更生医療）
3	経過措置福祉手当（8月から）	11	指定療養介護医療
4	世田谷区心身障害者福祉手当 ※	12	重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業
5	東京都重度心身障害者手当 ※	13	補装具費支給制度
6	東京都心身障害者医療費助成制度	14	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業
7	指定通所支援（障害児通所給付費）	15	移動支援事業
8	指定障害福祉サービス等（介護給付費）	16	中等度難聴児発達支援事業

※の事業については平成 30 年 8 月現在、適用時期は未定です。

適用には届出が必要ですので、まずはお住まいの地域の保健福祉センター保健福祉課へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

	電話	FAX
世田谷保健福祉センター 保健福祉課	5432-2865	5432-3049
北 沢保健福祉センター 保健福祉課	6804-8727	6804-8813
玉 川保健福祉センター 保健福祉課	3702-2092	5707-2661
砧 保健福祉センター 保健福祉課	3482-8198	3482-1796
烏 山保健福祉センター 保健福祉課	3326-6115	3326-6154